

秋田県立大学の項目別評定結果

評価項目	H26	H27
I 教育に関する目標を達成するための措置	A	A
1 学生確保の強化	B	B
(1) 学部学生の受入れ	A	A
(2) 大学院学生の確保	B	B
2 教育の質の向上	A	A
(1) 学部教育	A	A
(2) 大学院教育	A	A
(3) 検討体制の整備	A	A
3 学生支援の強化	A	A
(1) 学生支援	A	A
(2) キャリア教育・就職支援	A	A
II 研究に関する目標を達成するための措置	A	A
1 先端的・独創的研究や特色ある研究の推進	A	A
2 研究費の確保と研究体制の整備	A	A
III 地域貢献に関する目標を達成するための措置	A	A
1 県内産業の競争力強化に向けた支援	A	A
(1) 産業振興への寄与	A	A
(2) 知的財産の創造と活用	A	A
(3) 木材高度加工研究所	A	A
(4) バイオテクノロジーセンター	A	A
2 地域支援	A	A
(1) 自治体、企業等との連携推進	A	A
(2) 学校教育への支援	A	A
(3) 生涯学習への支援	A	A
IV 交流・連携に関する目標を達成するための措置	A	A
1 国際交流の推進	A	A
(1) 研究者の交流と共同研究の推進	A	A
(2) 国際感覚を備えた人材の育成	A	A
2 他大学等との交流・連携の推進	A	A

評価項目	H26	H27
V 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置	A	A
1 業務運営の改善及び効率化	A	A
(1) 運営体制の強化	A	A
(2) 運営の高度化	A	A
(3) 人事制度の適正な運用による組織の活性化	A	A
2 財務内容の改善	A	A
(1) 自己財源の確保	A	B
(2) 経費の節減	A	A
3 自己点検・評価等の実施及び教育情報等の公表	A	A
(1) 自己点検・評価及び自己改革の実施	A	A
(2) 教育情報等の公表	A	A
4 その他業務運営に関する重要事項	A	A
(1) 安全管理体制の強化	A	A
(2) 教育研究環境の整備	A	A
VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	A	A
VII 短期借入金の限度額	—	—
VIII 重要な財産の譲渡等に関する計画	—	—
IX 剰余金の使途	A	A
X 地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）で定める業務運営に関する事項	A	A
1 施設及び設備に関する計画	A	A
2 人事に関する計画	A	A
(1) 人員計画の方針	A	A
(2) 人材確保の方針	A	A
3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画	A	A
4 その他の業務運営に関し必要な事項	—	—

<評価基準>

S：特に優れた実績を上げている。（評価委員会が特に認める場合）

A：年度計画どおり実施している。（達成度が100%以上と認められるもの）

B：概ね年度計画を実施している。（達成度が80%以上100%未満と認められるもの）

C：年度計画を十分には達成できていない。（達成度が80%未満と認められるもの）

D：業務の大幅な改善が必要と認められるもの。（評価委員会が特に認める場合）